

福岡県立 小郡高等学校校歌

大らかに [♩=100]
mf

せいしゅんのむね一ふくらます一み
のりゆたかなおおひろの
ちくごへいやきまなかいにみくにがおかにそびえたつ
わがまなびやーのまどをひらこうとも
よてきとりあかるいみらいきづくはわれら
おこおりこうあいするぼこう

作詞／野田 宇太郎 作曲／平井 康三郎

小郡高等学校校歌

作詞／野田 宇太郎 作曲／平井 康三郎

(1)

青春の胸 ふくらます 稔り豊かな 大廣野
筑後平野を 眼間に 三国が丘に 肩え立つ
わが学舎の 窓を開こう 友よ 手をとり
明るい未来 築くはわれら 小郡高校 愛する 母校

(2)

北に宝満 嶺高く 湧きて流るる 清い川
羽ばたき渡る白鷺は 三国が丘の 純潔の
鳥か光か 心の影か 友よ 誓おう
真理をつねに 求むるわれら 小郡高校 聖なる 母校

(3)

古代の歴史 土に秘め 山むらさきに 藤も咲く
ひときわ高き 楠の木に 三国が丘の 自然あり
花もみどりも 愛の真心 友よ 情けを
心に抱き 学ぼうわれら 小郡高校 われらが 母校

- (2) 学校の休業日は閉館する。その他、学校行事の日も閉館する場合がある。又、図書整理のため臨時に閉館するときはあらかじめ知らせる。
- (3) 長期休業日の開館日は、その都度決める。

4 その他

- (1) 貸出図書を紛失した場合は、また、はなはだしく汚損して、以後の使用に堪えられないと認めた場合は、事情の如何にかかわらず、同一図書あるいは相当金額をもって弁償しなければならない。
- (2) 購入希望図書があれば、購入希望図書用紙を利用するか、又は係、各クラス図書委員に申し出ること。
- (3) 貸出中の図書を予約したい場合は予約希望カードを利用すること。
- (4) 読書相談、及び図書についての質問はカウンターに申し出ること。

生徒会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は福岡県立小郡高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は本校生徒をもって会員とする。従って全生徒は会員としての権利を有すると共に、義務と責任を全うしなければならない。
- 第3条 本会は本校の教育目標及び教育方針に則り、生徒の自発的活動を通じて自治的精神を涵養し、健全な学校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会には会の正しい発展向上のための顧問を置き、その指導、助言を受けるものとする。
- 第5条 本会の役員及び活動は、すべて学校長の委任または承認によって運営される。

第2章 機関

- 第6条 本会には次の各機関を置く。
 - (1) 生徒総会
 - (2) 執行委員会
 - (3) 専門委員会
 - (4) 部長会（体育・文化）
- 第7条 各種会議の定足数は構成員の3分の2以上とする。
- 第8条 各種会議の議決は、出席者の過半数とする。
ただし、規約の改正・予算案の議決は3分の2以上の賛成を必要とする。

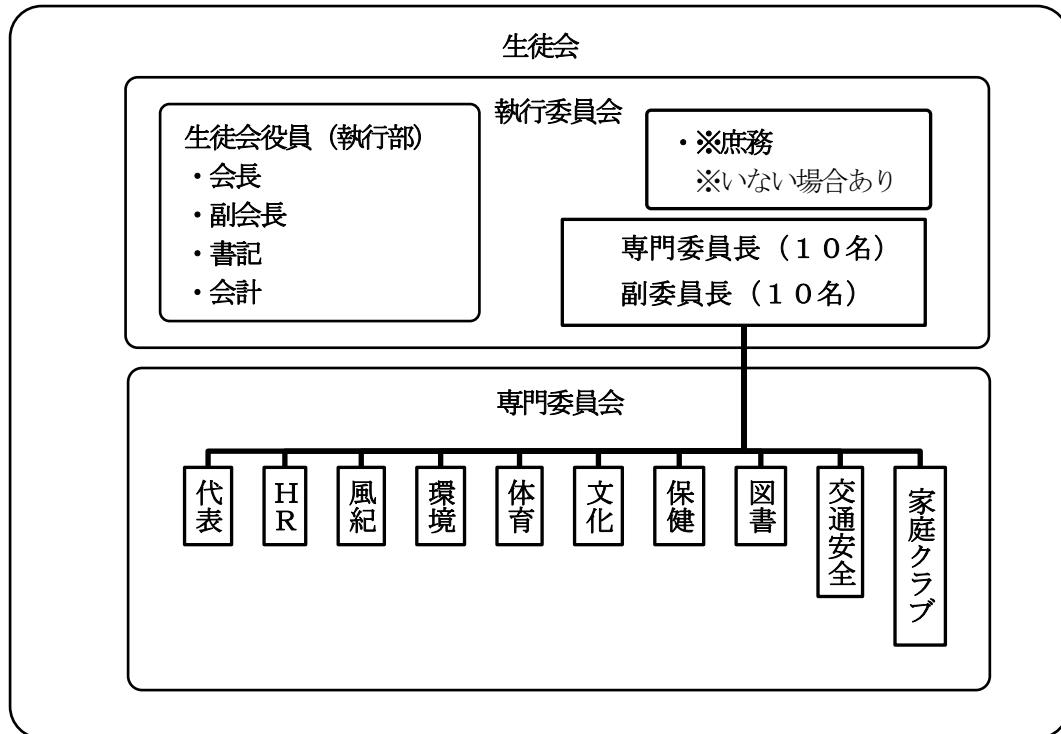
第1節 生徒総会

- 第9条 総会は全会員によって構成される。
- 第10条 総会は生徒自治の最高議決機関であり、総会で議決されたことは、すべて学校長の承認を経て効力を発する。
- 第11条 総会は、次の事項を審議・決定する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 予算案の議決と決算報告の承認
 - (3) 専門委員会の活動計画案の議決と活動報告の承認
 - (4) その他生徒会に関する諸問題
- 第12条 総会は執行委員会がこれを主宰する。
- 第13条 総会は会長がこれを招集し、毎年5月及び10月に定期総会を開く。

第2節 執行委員会

- 第14条 執行委員会は生徒会の最高執行機関であり、次の各業務を執行する。
 - (1) 総会並びに専門委員会に提出すべき議案作成
 - (2) 議決機関より与えられた事項の執行
 - (3) 部予算の立案、その他会計に関する事務

▼組織図



事件・事故等トラブルに遭った場合は、即、その場で警察に「110番通報」し、その後、すみやかに学校に連絡すること。心配なことがある時には1人で悩まず、誰かに相談しましょう。

【連絡先】	福岡県立小郡高等学校	0942-75-1211
	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
	福岡いのちの電話	092-741-4343
	子どもホットライン24	0942-32-3000
	ネットトラブル	0120-494-100 (LINEID:@968bcvax)
	福岡県相談メール	hotline24@pref.fukuoka.lg.jp